

| | |
|-------|--|
| 件名 | 石手川ダム建設に係るかんがい用水負担金徴収条例及び愛媛県立医療技術短期大学条例を廃止する条例 |
| 主管課 | 農地整備課 保健福祉課 |
| 根拠法令等 | |

【廃止の概要】

- 1 石手川ダム建設に係るかんがい用水負担金徴収条例の廃止
石手川ダム建設費用（7,775,195千円）のうち、かんがい用水負担金（43,541千円）について、平成18年12月15日をもって石手川北部土地改良区からの徴収が完了したため、条例を廃止する。
- 2 愛媛県立医療技術短期大学条例の廃止
医療技術大学の設置に伴い、医療技術短期大学を平成19年3月31日をもって閉学するため、条例を廃止する。
なお、未収入の授業料の徴収については、なお従前の例による。

- 3 関係条例の改正（附則）
医療技術短期大学の廃止に伴う引用箇所の規定整備

- (1) 職員の分限に関する条例
(休職の事由)

第2条 任命権者は、愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学の学長、学部長、教授、助教授及び講師（常時勤務する者に限る。）並びに助手が学校、研究所、病院その他人事委員会の指定する公共的施設において、その職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。）には、これらを休職にすることができる。

削る

- (2) 職員の給与に関する条例

別表第5（第3条関係）大学教育職員給料表備考
「この表は、大学に勤務する学長、学部長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。」

愛媛県立医療技術大学

又は助手

- (3) 愛媛県職員定数条例
(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 知事の事務部局の職員

ア 知事の事務部局の職員（愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学の職員を除く。） 4,561人

イ 愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学の職員 74人

削る

施行日 平成19年4月1日（1は、公布日施行）

【その他参考事項】

医療技術短期大学を発展改組した医療技術大学の開学に伴い、医療技術短期大学の第一看護学科及び臨床検査学科（3年課程）は平成16年度から、第二看護学科（2年課程）は平成17年度から入学生の募集を停止